

北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員  
の服務の宣誓に関する条例

昭和 29 年 7 月 1 日

条例第 27 号

改正 平成 10 年 3 月 31 日条例第 5 号 令和 4 年 3 月 31 日条例第 4 号

〔北海道職員の服務の宣誓条例  
等の一部を改正する条例第 2 条  
による改正〕

〔北海道職員の服務の宣誓条例  
及び北海道公安委員会及び方  
面公安委員会の委員並びに北  
海道地方警察職員の服務の宣  
誓に関する条例の一部を改正  
する条例第 2 条による改正〕

北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察  
職員の服務の宣誓に関する条例をここに公布する。

北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職  
員の服務の宣誓に関する条例

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 42 条及び地方公務員法（昭  
和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づきこの条例を制定す  
る。

（この条例の目的）

**第1条** この条例は、北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員（以下「公安委員」という。）並びに北海道警察に勤務する警察法第56条第2項に規定する地方警察職員（以下「地方警察職員」という。）の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

（宣誓）

**第2条** 新たに公安委員になった者は、その職務を行うに当たって、別記第1号様式による宣誓書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成10年条例5号・令和4年4号〕

**第3条** 新たに地方警察職員になった者は、その職務を行うに当たつて、別記第2号様式による宣誓書を北海道警察本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。

一部改正〔平成10年条例5号・令和4年4号〕

**第4条** 前2条の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

追加〔令和4年条例4号〕

（権限の委任）

**第5条** この条例に定めるものを除くほか、地方警察職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、本部長が定める。

一部改正〔令和4年条例4号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和29年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行後30日以内に新たに地方警察職員となった者は、第3条の規定にかかわらず、この条例施行後30日間は、宣誓を行う前においてもその職務を行うことができる。
- 3 北海道職員の服務の宣誓条例（昭和28年北海道条例第6号）の一部を、次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成10年3月31日条例第5号抄）

〔北海道職員の服務の宣誓条例等の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日条例第4号）

〔北海道職員の服務の宣誓条例及び北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

■別記第1号様式（第2条関係）

## 宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、地方自治の本旨を体し、何ものにもとらわれず、何ものも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

全部改正〔平成 10 年条例 5 号〕

■別記第 2 号様式（第 3 条関係）

## 宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、地方自治の本旨を体し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何물을も憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏名